法第八条に規定する部隊等をいう。以下この条において同じ。）が火薬類を運搬する場合であって、当該部隊等の任務遂行上これらの規定により難いときは、適用しない。この場合において、当該部隊等の長は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○農林水産省令第四十八号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月六日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地域再生協議会の構成員として加える者）	（地域再生協議会の構成員として加える者）
第三条　法第十七条の六十二第二項の農林水産省令で定める者は、法第五条第四項第十二号に規定する農村地域等移住促進区域の全部又は一部をその事業実施地域に含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）とする。	**第三条**　法第十七条の五十四第二項の農林水産省令で定める者は、法第五条第四項第十二号に規定する農村地域等移住促進区域の全部又は一部をその事業実施地域に含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）とする。
（地域再生協議会の構成員として加える者）	（地域再生協議会の構成員として加える者）
第四条　法第十七条の六十四第二項の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（地域農林水産業振興施設（法第五条第四項第十三号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。	**第四条**　法第十七条の五十六第二項の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（地域農林水産業振興施設（法第五条第四項第十三号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等）	（地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等）
第五条　法第十七条の六十四第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第五条**　法第十七条の五十六第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
2　認定市町村は、法第十七条の六十四第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。	2　認定市町村は、法第十七条の五十六第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
（地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）	（地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件）
第六条　法第十七条の六十四第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。	**第六条**　法第十七条の五十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一～八　（略）	一～八　（略）

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。